中標津町行政改革（経営戦略プラン）

平成２３年度（2011 年度）～平成２７年度（2015 年度）

平成２３年（2011 年）３月
（平成 24 年６月改定）

中標津町

目　次

１．行政改革の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ

２．さらなる行政改革の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

３．目指す方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

４．取組期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

５．行政改革推進の主要事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

６．具体的取り組み事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
（１）協働のまちづくり推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
（２）事務事業の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
（３）組織機構の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
（４）財政基盤の確立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ

１．行政改革の沿革

中標津町における行政改革は、昭和４５年（１９７０年）の中標津町行政能率化推進要綱の施行により第１次行政改革として始まり第４次行政改革を経て、平成２２年度期限で第５次にあたる中標津町新行政改革（集中改革プラン）により行政改革を推進してきました。

第１次行政改革から第３次行政改革においては、事務事業の見直し、組織、機構の見直し、職員定数の見直し、財政の健全化と効率化、民間活力の導入、町民との協働など、経営感覚や成果を重視する新しい視点に立った行財政改革を進め、行政サービスの向上に努めてきました。

これに続く新たな行政改革として、平成１５年（２００３年）９月に「中標津町経営再生プログラム」を策定し、平成１５年度（２００３年度）から平成１８年度（２００６年度）まで、協働型総合行政システム（小さな自治）を目指し、構造改革、歳出改革、意識改革を実施項目として行政改革（第４次行政改革）を推進しました。

そして、「中標津町新行政改革（集中改革プラン）」は、「中標津町経営再生プログラム」の考え方を踏襲しながら、平成１７年（２００５年）３月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、事務事業の見直し、組織機構の見直し、財政基盤の確立、パートナーシップで進めるまちづくりの推進を柱とし、行政改革に取り組みました。

『中標津町行政改革の沿革』

	年数	年　度	年月日	これまでの動き
第1次	15	S45～S60	S45	中標津町行政能率化推進要綱
			S45	中標津町行政能率化推進審議会設置
			S56.1.24	中標津町行政能率化推進委員会設置（要綱改訂）
			S60.1.10	中標津町行財政改革推進懇談会設置
第2次	10	S61～H7	S61.1.7	中標津町行財政改革推進本部設置
			S61.1.7	中標津町行政能率化推進委員会廃止
			S61	中標津町行財政改革大綱
			S62.2.5	中標津町行財政改革推進本部第１・２専門部会設置
第3次	6	H8～H13	H8.2.5	中標津町行政改革推進本部設置
			H8.2.22	中標津町行政改革推進本部第１・２・３専門部会設置
			H8.5.10	中標津町行政改革推進委員会設置
			H8.11.15	中標津町行政改革実施要綱
			H10.3.2	中標津町行政改革実施計画
第4次	4	H15～H18	H15.9	中標津町経営再生プログラム
			H16.5	中標津町経営再生プログラム実施計画
第5次	5	H18～H22	H18.3	中標津町新行政改革（集中改革プラン）
			H19.11	中標津町新行政改革（集中改革プラン）改訂

２．さらなる行政改革の必要性

中標津町では、平成１３年（２００１年）に策定した「第５期中標津町総合発展計画」により、「活力みなぎる緑の郷土なかしべつ」実現に向け、様々な施策を計画的に進めるとともに、平成１８年（２００６年）３月に公表した「新行政改革（集中改革プラン）」に基づく改革に取り組み、一定の成果をあげているところです。

今後は、平成２３年度（２０１１年度）よりスタートする「第６期中標津町総合発展計画」により、新たな中標津町の発展に向け、様々な施策を計画的に進めるところでありますが、低迷する経済や雇用不安、税収の減少に伴う国・地方の財政状況の悪化など、町を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、複雑に変化する社会環境のなか、少子高齢化の進展を見据えながら、地域主権時代に対応する行政経営を遂行しなければなりません。このため限られた資源（人・物・金・時間）を最大限活用するとともに、広域的な視点を取り入れた行政システムの構築、また、町民が主役であるという原点を忘れず、町民が主体的に行政経営に参加し、町民と行政がそれぞれの能力を発揮しながら、効果的かつ効率的な自立性の高い行政経営を確立することが緊急の課題となっております。

このことから、第６次中標津町行政改革により、これらの課題に取り組み、不断の行政改革を進めていくものです。

３．目指す方向

中標津町を取り巻く環境がますます厳しさを増すなか、限られた資源を活用し、町民が自らの責任と判断において地域の諸課題に取り組む地域主権時代に適切に対応していくため、以下の取り組みにより自立性の高い行政経営を継続的に行っていくことを目指します。

①町民が主体的に行政経営に参加し、これまで以上に町民と行政が連携し協働することにより地域づくりを進める。

②国や北海道の事務権限について、町への移譲促進を図るとともに、これまでの事務事業や組織機構を見直し効果的かつ効率的な行政経営の確立を図る。

③健全な財政運営を持続するため、歳入確保等の取り組みを進め、財政基盤の確立を図る。

４．取組期間

平成２３年度（２０１１年度）から平成２７年度（２０１５年度）までの５年間とします。

５．行政改革推進の主要事項

①協働のまちづくりの推進

②事務事業の見直し

③組織機構の見直し

④財政基盤の確立

６．具体的取り組み事項

（１）協働のまちづくりの推進

①協働のまちづくりの推進

多様な主体と行政が、相互の立場を尊重した連携関係を強化し、一層の協働を進め、地域の活力と町民生活の向上を図ります。

②情報公開

町民との協働の前提である情報公開と情報発信を積極的に行い、町民との情報共有を図ります。

③町民参画の推進

行政経営に係る各種計画の策定などに、委員の一般公募を行い町民が参画することを推進します。

（２）事務事業の見直し

①効果的かつ効率的な自立性の高い行政経営の確立

時代の変化に伴い多様化する町民ニーズに対応するため、行政には限られた資源で柔軟に対応する能力が求められています。

また、行政が本来果たすべき役割を明確にし、受益と負担の公平性を確保しながら、隣接自治体との連携など広域的な視野も取り入れ、事務事業を見直し、効果的、効率的な執行と事務の簡素化を推進します。

②民間委託の推進

民間能力を活用した方が、行政経営の効率化や町民サービスの維持向上を図ることができる業務について、積極的に民間への委託を推進します。

③行政評価の推進

行政評価に関する外部評価システムを導入し、その結果を事務事業の見直し、事業計画に反映させ、行政の効率化と透明性の向上を図ります。

④電子自治体の推進

既存の各種システムの維持・充実に加え、決裁事務や文書管理の電子化を図るとともに、町民が各種届出、申請を行うことができるよう、町民が利活用しやすい電子自治体を構築します。

⑤事務権限移譲の推進

地域主権時代に対応していくため、町民が活動する上で、必要となる有効な事務権限について、町は国や北海道からの事務権限移譲を推進します。

（３）組織機構の見直し

①組織機構の見直し

行政需要の変化に適切に対応できるよう、職種の枠を超え、さらには、広域的視野を取り入れながら組織機構の見直しを行い、行政経営の効率化に努めます。

②定員管理の適正化

職員定員管理において、他町の職員数と比較しながら、事務事業を行うために必要な職員、将来の行政経営を担う人材を計画的に確保することを考慮しながら職員数の適正化を図り、職員の能力、知識、技術等を最大限に発揮させる組織運営を目指します。

③給与手当の適正化

国の基準に沿った給与体系を維持し、各種手当についても町民に理解が得られるものとしながら能力や実績を反映できる給与制度の構築を目指します。

④人材育成の推進

地域主権を担う職員の意識改革と目的意識を持った人材育成のため、研修の充実を図り、町民との協働を目指す意欲ある職員の育成に努めるとともに、専門性・企画立案能力を高め、重要課題に対応できる質の高い職員集団を目指します。

（４）財政基盤の確立

①自主財源確保と受益者負担の公平性

地方財政を支える上で自主財源の確保は重要な課題となっています。歳入の根幹となる町税等の収納率向上に努めることはもちろん、手数料等受益者負担の公平性を図り自主財源の安定的確保に努めます。

②未利用財産の有効活用

既存貸付地の売り払いや未利用地の処分を計画的に進め自主財源確保に努めます。